

通し 番号	該当箇所	ご意見等の概要	ご意見等に対する考え方
1	ID:8 物質名:2-アミノエタノール CAS:141-43-5 有害性項目:皮膚感作性	本物質が感作性を有すると結論するためには、他の物質による交叉反応の有無について十分な確認が必要と考える。	分類根拠とした試験が本物質単独で行われたものと断言はできないため、分類結果を「区分1」から「分類できない」に修正しました。
2	ID:140 物質名:p-ジクロロベンゼン CAS:106-46-7 有害性項目:発がん性	「遺伝毒性」と発がん性の関連については評価機関によりその評価結果が分かれていますので、現状では「分類できないと」するのが適切と考える。	「肝臓のDNA 損傷と弱いDNA 結合性が見られるので、発がん性作用機序にヒト関連性がある」というIARC の評価を否定できないため、分類結果は「区分2」のままとしました。
3	ID:182 物質名:フタル酸ジ-n-ブチル CAS:84-74-2 有害性項目:急性毒性(経口)	区分5とした根拠はヒトの誤飲例であるが、信頼できる有意な毒性作用があるとは言えず、区分5には該当しない。分類は「区分外」が適切である。	ヒトの誤飲例において角膜障害と腎臓影響が認められた症状は有意な毒性作用とは判断できないため、このヒト症例を分類に適用するのは適さないと判断しました。このため、分類結果を「区分5」から「区分外」に修正しました。
4	ID:182 物質名:フタル酸ジ-n-ブチル CAS:84-74-2 有害性項目:特定標的臓器毒性(単回暴露)	1)腎臓について 分類根拠としたヒトの誤飲例は信頼性の高いデータとは言えず、「区分外」が適切な分類である。 2)神経系について 神経系を「区分1」とした根拠はGHS の基準には該当せず、「区分外」と変更願いたい。	腎臓における所見は有意な毒性作用とは判断できません。また、神経系は致死で見られた症状と考えられます。このため、分類結果を「区分1(腎臓、神経系)、区分3(気道刺激性)」から「区分3(気道刺激性、麻酔作用)」に修正しました。
5	ID:448 物質名:3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール CAS: 3452-97-9 有害性項目:生殖毒性	GHSの分類基準によると、生殖毒性物質に分類できない(「分類できない」と考える。	GHSの分類基準(GHS国連文書)に基づく分類では、「区分2」が妥当であると考えます。よって、分類結果は「区分2」のままとしました。

通し 番号	該当箇所	ご意見等の概要	ご意見等に対する考え方
6	<p>ID:492 物質名:ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12 から15 までのもの及びその混合物に限る) CAS:- 有害性項目:急性毒性(経口)</p>	<p>オキシエチレン鎖長の違いにより個別製品として流通しているため、実状に照らし、オキシエチレン鎖長が異なる品目は、別々の商品として扱われている。このため、オキシエチレン鎖長4で代表することには無理がある。したがって、オキシエチレン鎖長に応じた区分へ修正すべき。</p>	<p>オキシエチレン鎖長による毒性の違いを考慮する必要があると考えられますが、現時点では、有害性の最も高い分類を採用せざるを得ないと考えます。このため、分類結果は「区分4」のままとします。ただし、各鎖長成分それぞれについてGHS分類することを妨げるものではありません。</p>